

議 事 録

第 34 回 定 例 総 会

令和5年5月12日

太田市農業委員会第34回定例総会議事録

開会日時 令和5年5月12日（金） 午後2時
 閉会日時 令和5年5月12日（金） 午後3時5分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
 （18人） 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
 9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齊藤 道明
 13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
 17 中島 沙織 18 清水 由紀江

欠席委員 19 青木 紀美子
 （1人）

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長
 （8人） 大澤主任 町田主任 松井主任 大崎主任

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について （会長）
 した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について （会長）
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について （会長）
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
 第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定によ
 る改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
 規定による決定について （会長）

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
 いて

協議事項 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その
 他事務の実施状況の公表（案）について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第34回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思います。
すが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、10番 新井章夫委員 と 11番 小島秀一委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書6ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に
ついての4番につきまして、5月9日付で取下げとなりました。これ
に伴いまして、議案書5ページ、右上の提出件数22件を21件に訂正
願います。以上、よろしくお願いたします。

5 議事顚末

- 議長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった
ので、処分の決定を求めます。
提出件数は8件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 富沢町の土地 田 2,036 m² 外1筆 計 6,492 m²、法人として農業経営を積極的に行うため、申請地を借入りたい。
- 2番 龍舞町の土地 畑 1,139 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 3番 沖之郷町の土地 田 2,658 m² 外1筆 計 3,162 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 4番 備前島町の土地 畑 978 m² 外15筆 計 11,972 m²、営農型太陽光設備を設置し、農地を活用しながら、優良農地の保全に努める。
- 5番 世良田町の土地 畑 876 m² 外1筆 計 1,042 m²、近隣で40ha以上耕作しており、申請地を取得し、耕作地を拡大したい。
- 6番 粕川町の土地 田 1,289 m²、両親の農作業を手伝っており、徐々に農業経営を引き継ぎたい。
- 7番 新田木崎町の土地 畑 1,625 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 8番 大原町の土地 畑 674 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 1番から3番、5番から8番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 4番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。
- 以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号4番の区分地上権の設定につきましては、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものいたします。

それでは、番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17 番 委 員

番号1番について、第1地区からご報告させていただきます。

こちらは譲受人が太田市●●●町の●●●●株式会社さん代表の●●●●さんです。こちらの譲渡人についてですけれども、代表の●●●●さんと●●●●さん、両方とも●●●●さんに所属される方の農地を借り受けるという申請になっております。

チェックリストに基づき現地を確認したところ、特に問題なく、農機具等も所有しているため、許可相当と判断いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号2番から3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 番 委 員

番号2番、3番とも譲受人は同一人物で、農地を譲り受け、経営規模を拡大したいということです。

譲渡人は高齢で、後継者がいないため、譲渡したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと

判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番から3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番から3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号5番から6番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 5番、6番について説明いたします。

5番は、●●村の●●●●●●という会社なんですけれども、尾島地区でかなりの面積を耕作しております。まだ耕作地を拡大したいということで申請いたしました。

6番につきましては、家族間の贈与ということになっております。周辺農地に支障もないため、協議会では許可相当と意見決定しました。

再度の審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号5番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番から6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号7番から8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 5 番 委 員 番号7番について説明いたします。
譲受人は農業経営を行っており、後継者も従事しております。
現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、問題はないものと判断し、許可相当と意
見決定しました。
続いて、番号8番について説明します。
譲受人は耕作に必要な農機具等を所有しており、特段の支障はないも
のと判断し、許可相当と意見決定しました。なお、農地性の確認は、第
6地区からご報告願います。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 13 番 委 員 8番についてなんですけれども、藪塚地区に関わっていますので、よ
ろしいでしょうか。
- 議 長 よろしくお願ひします。
- 13 番 委 員 それでは、議案第1号8番についてですけれども、今回の申請は、高齢
により規模縮小したい土地を購入して経営規模拡大ということです。
現地を確認したところ、農地であり、何ら支障もないということで、許
可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号7番から8番について報告があり
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番から8番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛て
にあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局	提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
	1番 世良田町の土地 532 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。 露天駐車場用地として転用するものです。 2番 藪塚町の土地 243 m²、農地区分は、第二種、一般住宅用地として転用するものです。 以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします
議長	事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
	番号1番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
15番委員	申請者は、トラクターとかなりの台数の作業機を所有して、自宅の南側の畑を露天駐車場ということで申請しましたが、周りの農地には影響がないため、第4地区では、いいじゃないかということで意見決定いたしました。 以上、審議をよろしく願いいたします。
議長	ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
11番委員	2番について報告いたします。

申請人は農家用の倉庫として現在使用しており、このほど農地法の許可を受けていないことが判明したために、始末書を添付して是正するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

事務局 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は、21件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数21件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 278 m²、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 牛沢町の土地 896 m² 外4筆 計 3,644 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

3番 高林西町の土地 451 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 脇屋町の土地 398 m² 外3筆 計 1,923 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

6番 上小林町の土地 443 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 上小林町の土地 362 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 東今泉町の土地 499 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として転用するものです。

9番 矢田堀町の土地 557 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。一般住宅用地として転用するものです。

10番 備前島町の土地 978 の内 6.64 m² 外 15 筆 計 11,972 の内 92.28 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電事業用地として一時転用するものです。

11番 大館町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 出塚町の土地 136.73 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 新田村田町の土地 1,962 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

14番 新田多村新田町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

15 番 新田大根町の土地 397 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

16 番 新田上江田町の土地 559 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

17 番 新田上江田町の土地 351 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

18 番 新田上田中町の土地 295 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19 番 藪塚町の土地 3.3 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

20 番 藪塚町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

21 番 大原町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22 番 大原町の土地 217 m² 外1筆 計 1,147 m²、農地区分 第二種、社員寮用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から3番及び5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

8 番 委 員

番号1番から3番、5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番を私から報告いたします。

番号1番の申請人は借家に住んでおり、資金の都合がつき、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいとの申請です。

現地を確認したところ、1番の申請地は、西側は畑で、ほか三方を宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

1番について、再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

17 番 委 員

2番、3番についてご報告させていただきます。

2番は、太陽光発電用地としての申請です。こちらはチェックリストに基づき調査したところ、特に周辺農地への問題はないのですが、朝子塚古墳の周辺の耕作放棄地であるため、一応、文化財課の方の確認も得ています。

番号3番については、一般住宅用地としての申請です。こちらでもチェックリストに基づき調査したところ、特に問題ないと意見決定しました。

再度ご審議のほど、お願ひいたします。以上です。

12 番 委 員

続きまして、番号5番を第1地区より報告します。

譲受人は古物商を営んでおり、自宅に近い申請地を取得して、資材置場として使用したいとの申請です。

現地を確認したところ、公共団地に隣接している耕作地で、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。

議 長	ただいま、第1地区協議会より番号1番から3番及び5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番から3番及び5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(挙手 全員) 全員賛成でありますので、番号1番から3番及び5番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、番号6番から9番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
3番 委 員	第2地区から報告いたします。 6番、7番は、譲渡人が同一人でございますので、併せて説明いたします。 借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。 周辺農地にも支障はないということで、地区協議会では許可相当と意見決定しました。よろしくお願いいたします。
4番 委 員	4番委員より、8番、9番を説明いたします。 8番は、転用目的は農家住宅用地、9番が一般住宅用地ということで申請がありまして、両案件とも周辺農地への営農の条件に支障はなく、問題ないということで、許可相当として地区協議会で決定しましたので、再度ご協議をお願いいたします。以上です。
議 長	ただいま、第2地区協議会より番号6番から9番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号6番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(挙手 全員) 全員賛成でありますので、番号6番から9番を許可とすることに決定いたします。

議 長	続いて、番号 10 番から 12 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号 10 番につきましては、議案第 1 号番号 4 番の農地法第 3 条の区分地上権について併せて報告願います。
15 番 委 員	10 番につきましてはかなりの面積で太陽光発電を行っている、これは三重県の会社が行っていますけれども、更新 1 回目ということで、周りの農地にも支障がないということで、許可相当と意見決定しました。11 番、12 番につきましては、一般住宅用地ということで、周辺農地にも支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。再度の審議、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、第 4 地区協議会より番号 10 番から 12 番及び議案第 1 号番号 4 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
4 番 委 員	10 番の営農型太陽光の案件ですけれども、これは作物は何を作っているんですか。
15 番 委 員	この件につきましては、私も途中から継続いたしましたので、作物を作っていたということは、はっきりとした記憶はございません。事務局のほうに申請書が届いて、報告書が行っていきまして、報告書ではミョウガの作付をしましたが、猛暑でミョウガが育たなかったというような報告が来ております。この地区の土壌は、かなり水はけの悪いところもあったり、地盤が固かったりするので、私どもの考えからすると、ちょっと苦しいのではないかなという思いはあります。あと、事務局には、令和 5 年から 3 年間の事業計画が提出されております。以上です。
4 番 委 員	今、ミョウガを作っているということですが、猛暑で生育障害だという話がありました。これは毎年、営農の収益性を報告することになっていますよね。収益が上がらなかった場合の指導というのは、どういうふうに事務局がやっているんですか。
事 務 局	こちらは毎年、報告を上げていただいているんですけれども、収益というより収量、単収が平均の 8 割以上上がらない場合は要件を満たさなくなってしまうというのが営農型太陽光のルールにはなっていますけれども、自然の状況とかでどうしても単収が行かないという場合は、どうやって 8 割を上回るのかという改善計画などを出していただいて、それに従ってきちんと営農がなされているかというのをま

4 番 委 員
議 長

たその次の年までの間に事務局でもチェックをさせていただいて、次の更新のときに、ちゃんとそれが行われているかというのを確認して、更新可能かどうかを判断するようなものになっております。

いいですよ。

私から質問させてもらいたいんですが、その改善計画は、これは3年目ですよ。そうすると、その3年間で改善計画というのは指示したのか、あるいは今、15番委員からのお話だと、水はけとか地盤が固いという形は何か改善をされているのかどうかというのが1点。

もう1つは、●●●●●●●●●●●●●●●●は多分ほかのところでも太陽光発電とか何かをやっていますけれども、その事業地での運営が適正にほかの地域で行われているかどうかという確認はされていますか。

事 務 局

●●●●●●●●●●●●●●●●さんが太陽光をやっている場所というのは、市内だとこちらだけになっています。ただ、下部農地を耕作しているところというのは別にありまして、前回、許可になった場所にはなるんですけども、こちら改善計画を出していただいて、もう既に作付は行われていて、作付後に管理のほうも何回か来ていますということで確認は取れています。現地を見たところ、確かに植え付けた後に全く手を加えていないという状況ではなくて、何回か草刈り、また、時期が時期なので草も生やしてはいるんですけども、ちゃんと管理を行っている状態というのは確認ができております。

先ほどご質問があった件で、そもそも今回、土壌の関係でとか、水はけの関係で生育がうまくいかなかったということでしたので、今回はきちんと直して、畝の形とかもちゃんと工夫して、つくり直して植えてあります。水やりの方法なんかもどのようにやりますかとか、どのぐらいの期間でいらっしゃるのでしょうかというのも確認して、紙で計画を頂いていますので、今後はもうちょっと定期的に、1年に1回ではなくて、ミョウガの時期、本来だったらこのぐらい生えているだろうという時期にちゃんと生育ができていくかというのは事務局でも随時確認はしていこうと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長

ただいま第4地区協議会、事務局からいろいろご説明がありましたが、番号10番から12番及び議案第1号番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

13 番 委 員

私も藪塚地区で太陽光発電をあちらこちら見て回ったりしているんですけども、問題のところもあって、同じように今後はというふうな

形でいっているんですね。実際に例えば他の地域で、転用のときにこれこれこうだったから次回のときにはそういうふうにやるというわけなんですけれども、そこら辺のところは、恐らく今後あちらこちらで同じような事案が出てくると思うんですね。

そういうふうな場合に、これは恐らくかなり問題になるかなということがあると思うんです。ですから、営農型太陽光に限って方向性みたいなものをきちんとつくっておいたほうが、今後、後々のためによろしいのではないのでしょうか。そのようなことをつくづく私は太陽光を見ると、実際のところ、一生懸命やっているうちは一生懸命やっているんですよ。経営上、物すごいんです。ところが、何となくやっているところは何となくなんですね。

だから、そこら辺のところの隔たりというか、格差があるので、きちんとした方向性というのを出しておかないと、今後ますますそういうふうなことが出てきた場合にどんなふうに対処するかということをやっぱり考えないと、いいんだ、いいんだ、適当にやっていってずっといっていけばそれで済んじゃうんだということになるかなという懸念があるんです。

すぐにはとは言いませんけれども、そこら辺の方向性みたいなものをある程度出して、または、ほかの県、ほかの市町村の事案で、例えばこういうことでこういうふうに対処したんだという研究なんかも進めていただければ、今後の方向としてはいいのではないかと思います。以上です。

議 長

今のご意見に関連して、何かご意見はありますか。

4 番 委 員

私は何が作ってあるのかちょっと関心があったもので質問したんですけども、13 番委員の意見は非常に大事なことで、太田市の農業委員会として太陽光の、確かに真剣に、真面目にきれいにやっている人もいますよね。中にはいい加減な人もいますんだよ、私も見ているんだよ。これがいいんだ、いいんだでいくと、太田市農業委員会の資質が疑われるんだと私は思います。

だから、今、13 番委員から貴重な意見が出ましたけれども、太田市農業委員会として、太陽光の営農型は、やっぱり方向性をちゃんとしておかないと、これからの農業委員をやる人は責任がありますよ。だから、その辺は事務局でよく精査して、ほかの市町村との情報も得て、方向性をちゃんとしていただければありがたいと思います。以上で

す。

議 長 今の関係で、17 番委員さん、どうですか。今の 13 番委員さんとか 4 番委員さんのご意見に対して、ご意見等何かございませんか。

17 番 委 員 13 番委員さんのご意見はごもつともだと思うので、やっぱりできないところは、作物自体が毎年できていないんですよ。ミョウガとかを下部に植えられている方ももちろんいらっしゃると思うんですけども、営農型太陽光、その下のソーラーシェアリングでの耕作というのは、多分、普通の農業とプラスアルファ、特別な知識が必要かと思うんです。そういうところをどういうところで学ばれてきているのかちょっと分からないんですけども、3 年目にすれば多分できないことはないと思うんですけども、今回、事務局の方からご指導があったということで、いろいろな対策をやられているそうなので、この件に関しては今後ちょっと見ていってもいいのかなと思うんですけども、それ以外のところですね。本当に 5 年も 6 年も、植えているんだか植えていないのか分からないようなところとか結構あったりするので、そういうところに関してはもうちょっと厳しい指導なりをしていかないと、平均の 8 割以上必要だという名目だけ残って、実際はそれに追いついていないというところが多くあると思うので、その辺はもうちょっとシビアに指導ができるようにしないといけないかと思います。

事 務 局 それぞれの委員さんがおっしゃることはごもつともだと事務局でも感じております。農水省の推計によりますと、単収 8 割等の条件を満たしていないような不適切な事例というのが全体の 2 割ほど報告されているということです。さきの 3 月に行われました参議院の農林水産委員会の中でも、野村農林水産大臣から、営農型太陽光発電の取扱いについての制度運用の厳格化を図っていきたいという発言がありました。また、農水省で農地法制の在り方についてという検討会を立ち上げてまして、昨年 12 月から農地全般についての課題ですとか、そういった検討会というのをされていまして、その中で営農型太陽光発電についても議論がされております。

ですので、事務局でもそういった国の動き等を注視しながら、今現在、営農型太陽光については法的な法整備がなかなかされておらず、通知による運用がされているような状況にありますので、今後、国もその辺を厳格化、法制化していきたいということで今動いていますので、

事務局でも注視しながら、また、現在許可となっている営農型太陽光発電施設の適切な営農が図れるように現地確認、指導等を行いながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

9 番 委 員 過去にも営農型の太陽光で、遠方から来ている方も結構いましたよね。この例を見ても、三重県のほうの人が来て、実際、何か作れるんですか。遠過ぎると思うんだけどね。

事 務 局 確かに上の太陽光をやる方は三重県の方なんですけれども、あくまでも、これは太陽光パネルをつくる方が三重県なだけで、下の作物はまた別の方がやられるんです。ただ、確かにこの場合は、下の作物をやられる方もちょっと遠いところの方が営農者なんですけれども、牛沢の辺りに、所有者さんたちの中にいらっしゃる方のおうちにも拠点を設けていまして、そこから耕作に来られるので、こちらに関しては、そんな遠いところから毎回来ているわけではないそうです。なので、これは三重なんですけれども、耕作者の方は三重から来るわけではないです。

9 番 委 員 そうすると、遠方の方は第三者の方が作物を作る、そういうパターンが多いんですか。

事 務 局 そのパターンもあります。あくまでも太陽光の業者さんはまた全く別の方で、耕作者は近隣ですとか、ちゃんと耕作ができるどなたかという、その三者が存在しているパターンもあります。

9 番 委 員 了解です。

議 長 営農型太陽光は、今、事務局からご説明させていただいたように、どちらかというと厳しめの方向で物事が動いていますが、最近、正式な法律の名称は忘れましたが、国家戦略特別区域法という、法人が太陽光や何かをやる場合には、法令の本文ではないんですけれども、附帯決議の中で営農型太陽光について厳しい条件をつけていますので、今後、営農型太陽光はまさに法律の要件を適正にしていくという方向に進むのではないかと思います。事務局が注視しながら今後検討することですので、ご理解いただければと思います。

それでは、第4地区協議会より、番号 10 番から 12 番及び議案第 1 号

- 番号4番について、これ以外のご意見等ありますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号10番から12番及び議案第1号番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- （挙手 全員）
- 議長 全員賛成でありますので、番号10番から12番及び議案第1号番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号13番から18番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 第5地区ですが、番号13と14について説明したいと思います。
- 番号13の関係は、●●●●がいろいろな材料置場として使っておるんですが、あふれるようにいっぱいになってきて、こぼれそうになっております。そこで、すぐ隣の南側の●●さんが持っている土地を購入して、資材置場として利用したいというふうな内容でございます。
- 見ると、周りが東西は田んぼ、南がずっと田んぼということになっております。この間にちょっとした川、農業用水として貴重な川なんですけれども、それが流れておりますので、地区協議会でも、工事をする際に、この農業用水を傷めないようによく注意して見てやってもらいたいということで、許可相当ということで決定したものです。
- それから、14番については、●●さんという人が借家に住んでいて、資金の都合もついたため、申請地を父より借受け、自己の住宅としたということでありまして、親子でもそういう方向で行っておりまして、周りを見ても何ら周りの農地に影響を与えるようなこともないと思いますので、地区協議会では許可相当でいいのではないかとということで意見決定したものでございます。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 5番委員 続きまして、15番から18番について報告します。
- 15番から18番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号13番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号13番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号13番から18番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号19番から22番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 番号19番について報告いたします。
申請人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得して太陽光発電を行うものです。また、一体利用地の3285-3外1筆になりますが、この土地は前回の農地の見直しによりまして山林になった土地でありまして、面積は4536㎡です。山林なので、特に問題ないので、いいと思います。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 13番委員 続きまして、20番、21番について述べます。
両者とも父より使用貸借ということで、自己の住宅を建築するものです。
何ら支障もなく、許可相当と意見決定しました。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 18番委員 22番を報告いたします。
第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、農業法人である譲受人が従業員等の社員寮を新築するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
19番から22番、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議	長	ただいま、第6地区協議会より番号19番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号19番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号19番から22番を許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。 また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
議	長	続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律規則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。 市長部局の農業政策課より一括提案をお願いいたします。
農業政策課		それでは、お手元の資料「農用地利用集積計画（案）」に基づき提案させていただきます。 まず、説明の前に、一部資料の訂正がございます。計画（案）の75ページ、一番最後のページになります。所有権移転一覧表の左下の合計部分について、申請の件数が10件との記載になっていますが、正しくは14件となります。筆数及び合計面積に変更はございません。大変申し訳ございませんでした。 では、改めて提案させていただきます。 今回は、通常の利用権設定が974筆、うち解除条件付利用権設定が37筆、利用権移転が68筆、ほか所有権移転が32筆ございました。 また、農地中間管理事業に関しまして、前回と同様に集積計画一括方式での手続であり、農用地利用集積計画のみでの権利設定となります。 今回、農地の974筆のうち、農地中間管理機構を通してのものが70筆で、7万3,490.76㎡となっております。 次に、総括表について説明させていただきます。

目次の次のページです。まず、面積をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の設定面積の状況が記載されております。右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で 144 万 3,442.18 m²となっております。

続きまして、2、筆数及び人数をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の件数等の状況が記載されております。こちらでも右下の部分になりますが、974 筆のうち、借方が 194 名、貸方が 469 名となっております。

資料の 1 ページから 63 ページまでは利用権設定についての詳細であり、記載のとおりです。

なお、64 ページから 67 ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する、借り手が農作業に常時従事すると認められない者の場合の解除条件付利用権設定であり、37 筆、面積合計は 6 万 2,132.05 m²となっております。

68 から 72 ページの利用権移転につきましては、68 筆あり、面積合計は、表の下にありますとおり、8 万 2,523.13 m²となっております。

73 ページから 75 ページの所有権移転につきましては 32 筆あり、面積合計は 4 万 8,483 m²となっております。

なお、今回提案させていただきました計画（案）は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は令和 5 年 5 月 20 日です。

以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

細かい質問で申し訳ないんですけども、ちょっと教えてもらえますか。1 つは 52 から 53 ぐらいなんですけれども、ここに●●●●●とありますよね。267 番の農場というのは、牛とか馬というのは飼っているんですか。

農業政策課 議 長	自分のほうで、そこまで詳しいことは……。 牧草地というのはあるのかなと思って、そういう感じでお聞きはした ことがありましたので。ありますか。
5 番 委 員 議 長	和牛の飼育をやっているんです。あとは米麦と野菜。
5 番 委 員 議 長	これは牧草にもなっているんですか。
	それもあると思います。
	分かりました。ありがとうございます。
	それともう 1 つは、最後のほうの利用権移転一覧表の 69 ページに利用 権の移転を受ける者と利用権を移転する者がありますがけれども、これ は親子ですか、あるいは親族なのかな。
5 番 委 員	これは親子なんです。後継者、だから、●●●●●が親なんです。父親 から子ども、●●●が子どもで。
議 長	これが親。
5 番 委 員	そうです。移転する者が。これは●●●●さんが借りていた農地をそ っくり。
議 長	借りているものを子どもに移転する。
5 番 委 員	お父さん名義で借りている土地をそっくり子どもに移転するというこ となんです。
議 長	それ以外にご質問、ご意見等がありますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、本件を農用地利用集積計画（案） のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （挙手 全員）
議 長	全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。
議 長	以上で審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は、先月、農業会議 に意見徴取した 4 月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会 長専決規程第 3 条によるものでございます。 太田市農業委員会会長専決規程第 2 条により、下記のとおり、許可証 交付の取扱いをしましたので、報告いたします。 続いて、報告第 2 号から第 5 号について、事務局よりお願いします。
事 務 局	報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に ついて、6 件提出されております。 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に

について、22 件提出されております。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、11 件提出されております。

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について、25 件提出されております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 委	長 員	報告第 2 号から第 5 号につきまして、ご質問等ございますか。 なし。
--------	--------	---

議	長	ご質問もないようですので、続いて、協議事項(1) 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、別紙のとおり公表したいので、決定を求めます。 事務局より提案をお願いします。
---	---	--

事 務 局	令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 (案) について、こちらを公表する必要があるために、今回、別紙のとおり資料を作成しましたので、ご説明いたします。別紙のこちらの用紙になりますので、お願いします。お手元にありますでしょうか。
-------	---

それでは、ご説明させていただきます。まず最初に、1 農業委員会の状況、その次のページの 2 最適化活動の実施状況以降の現状及び課題、目標につきましては、令和 4 年度当初に作成しました最適化活動の目標の設定等の同じ記載となっておりますので、今回は実績について説明させていただきますので、よろしくお願いします。

2 の最適化活動の実施状況③実績につきまして、ご説明します。新規集約面積が前年度は 12ha ありましたが、令和 4 年度につきましては 79ha と新規の面積は増加したんですけれども、集積面積は前年度 3,850ha であったところ、令和 4 年度は 3,705ha と減少しました。このことにより、集積率が 65.8%であったのに対して 64.3%と 1.5%の減少となりました。目標に対する達成状況も 96.5%にとどまりました。それに伴いまして、その下、農業委員会の点検結果は、集積後に規模の縮小や都市化の進展・高齢化などによる離農等によって集積面積の減少が見られたのではないかと考えております。

続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消の③実績におきましては、

委員皆さんのご協力の下、緑区分の解消実績 2ha を解消できました。

④その他においては、遊休農地の増加が見られる状況になっております。それまで農業委員会の点検結果につきましては、遊休農地面積が 7.7ha 増加しており、緑区分が 2.9ha 増、黄色区分が 4.8ha の増となっております。今後も相続などによる非農家化や就農者の高齢化などが原因で増加することが懸念されるところと考えております。

続きまして、(3)新規参入の促進、次のページの③実績につきましては、新規参入者の参入状況は、4 経営体、1.2ha となっており、点検結果では前年とほぼ変わらない状況でしたということです。

次に、2 の最適化活動の活動目標②の実績については、例年どおり実施している農地パトロール・利用意向調査を実施した 2 回となっております。

次のページになります。(3)新規参入相談会への参加②の実績については、昨年度より実施している農地貸し借り相談会の実施結果を記載しております。

その下の目標の達成状況の評価についてですけれども、集積面積が減少したことから、地域計画を含めた促進事業等が重要ではないかということにさせていただいております。

次の推進委員等の点検・評価結果は、期待どおりの結果が得られたということで記載させていただいております。

最後のページになります。3 事務の実施状況について、1 総会、部会の開催実績は、定期総会が 1 回、定例総会が 12 回を実施しました。

2 農地法 3 条に基づく許可事務では、年間処理件数が 92 件、うち許可件数が 92 件と全て許可されたということです。

3 農地転用に関する事務では、年間処理数 357 件のうち不許可相当はゼロ件でした。

最後に、4 違反転用への対応については、管内農地面積 5,760ha のうち、年度末の時点で違反転用面積は 2.9ha でした。活動内容としては、農地パトロールを実施後、現地確認を行って指導を行ったということです。

以上で、実施状況の公表についての説明を終わりにします。

ご協議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議	長	ただいま事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。

議 長 ご意見、ご質問等はないようですので、採決いたします。事務局の提案のとおり、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、別紙のとおり公表することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、別紙のとおり公表することに決定いたします。

以上で第34回定例総会を終了します。

閉 会 令和5年5月12日（金） 午後3時5分